

2 税制改正による増減収見込額（平成28年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税 地方創生応援税制の創設	△ 16 △ 16	△ 47 △ 47	△ 63 △ 63			
2 法人事業税 (1) 税率の改正（外形標準課税の拡大） ・ 所得割の税率引下げ ・ 付加価値割及び資本割の税率引上げ (2) 外形標準課税に係る負担変動軽減措置の拡充 (3) 地方創生応援税制の創設 (4) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	△ 460 △ 3,940 3,900 △ 380 △ 42		△ 460 △ 3,940 3,900 △ 380 △ 42			
3 不動産取得税 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の課税標準の特例の拡充	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1
4 自動車取得税 廃止	△ 1,075 △ 1,075		△ 1,075 △ 1,075			
5 自動車税 環境性能割の創設	744 744		744 744			
6 固定資産税 (1) 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置の創設 (2) 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準の特例措置の創設 (3) 防災及び減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設 (4) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し (5) 新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る課税標準の特例措置の創設等 (6) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (8) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置		△ 36 △ 1 △ 183 △ 10 148 △ 2 25 1 58	36 1 183 10 148 2 25 1 58		26	26
7 軽自動車税 環境性能割の創設		147 147	147 147			
8 都市計画税 (1) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (2) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置		6 4 2	6 4 2		4 4	4 4
合 計	△ 808	142	△ 666	△ 1	30	29
国税の税制改正に伴うもの	356	△ 95	261	25	16	41
個人住民税	△ 10	△ 15	△ 25			
法人住民税	△ 13	△ 80	△ 93	5	16	21
法人事業税	395		395	31		31
地方消費税	△ 16		△ 16	△ 11	△	11
再 計	△ 452	47	△ 405	24	46	70

- (注1) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。
(注2) 法人住民税法人税割の税率引下げによる減収額は、平年度8,709億円と見込まれる。
(注3) 地方法人特別税から法人事業税への還元による影響額は、平年度1兆8,809億円と見込まれる。
(注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収額は、初年度22億円と見込まれる。

【別掲】 軽減税率関係

（単位：兆円）

消費税の軽減税率制度の導入（平成29年4月より施行予定）	▲ 1.0程度（うち地方分▲0.2程度）
------------------------------	----------------------

- (注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。
(注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに蔵入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。